



定額減税しきれなかった方、への給付金 定額減税補足給付金 (不足額給付)

定額減税 納税義務者・扶養親族 1 人
につき所得税 3 万円、個人住民税所得
割 1 万円の計 4 万円を減税

令和 6 年に定額減税を行い、令和 6
年中に定額減税し切れないと見込まれる
方には調整給付金を給付しました。

今回の不足額給付は、令和 6 年分
所得税および定額減税実績額の確定後、
本来給付すべき額が当初の調整給付金
を上回った方に対し追加給付するもの
です。

申請期限 10月31日(金)

対象

令和 7 年 1 月 1 日時点で市内在住の不足額給付①、または不足額給付②、
に該当する方

不足額給付①【調整給付金に不足が生じた額を 1 万円単位で切り上げた額を給付】

本来給付すべき額が当初の調整給付金を上回る方

令和 6 年 1 月 1 日以降引き続き市内在
住の方

不足額給付金支給のお知らせ、を 8 月
上旬に送付します

令和 6 年 1 月 2 日以降に他の市区町村もしくは海外から岩見沢
市に転入し、引き続き市内在住の方

市で調査の上、給付対象になる可能性がある方に対し、給付内容
や確認事項が記載された書類を 8 月下旬までに送付します

不足額給付②【4 万円（令和 6 年 1 月 1 日時点で海外にお住まいの方は 3 万円）を給付】

次のすべてに該当する可能性がある方に対し、給付内容や確認事項が記載された書類を 8 月下旬までに送付します

- 令和 6 年分所得税および令和 6 年度分個人住民税所得割の定額減税前税額が 0 円
- 税制上の扶養親族でない（事業専従者、合計所得が 48 万円超）
- 低所得者世帯向け給付（令和 5 年非課税給付金、令和 5 年均等割のみ課税世帯への給付金、令和 6 年新たな
市民税所得割非課税世帯への給付金）の対象世帯の世帯主・世帯員でない

対象となる例

世帯

個人事業主 A



住民税所得割課税

個人事業主 A の事業
専従者である配偶者 B



年間の給与が 97 万円以下で、
所得税・住民税ともに非課税

扶養できない

- 定額減税の対象

1 人（本人）×（所得税 3 万円 + 住民税 1 万円）
= 4 万円

- 所得税、住民税所得割ともに課されない

➡ 本人は定額減税の対象外

- 事業専従者

➡ 配偶者の定額減税でも扶養親族にならない

A が住民税所得割課税のため、B は低所得者向け給付金の対象になったことがない

➡ B が不足額給付②の対象となる

注意

- 書類送付前の「自分是对象になるか」という質問
には、対象者の判定作業中などによりお答えでき
ない場合があります
- 対象になる方でも書類が届かない場合があります



詳しくは、市ホームページ
をご覧ください。また「対
象になると思うけど 9 月
になっても書類が届かな
い」という方はお問い合わせください



ID: 15107

問合先 岩見沢市不足額給付金相談コールセンター ☎ 35-4216